宮城県 七ヶ浜町

□目次		
1.個別支援方針につ	かいて	3
2.基本方針		4
[基本方針 1]	平常時における日頃の生活状況の把握が、 避難行動につながります。	発災時における迅速な
[基本方針 2]		身の安全の確保を最優先
[基本方針 3]		
3.アクションプラン	,	7
4.フォローアップ		11

1.個別支援方針について

1) 七ヶ浜町地域防災計画上の位置づけ・策定のねらい

要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。

本町では、要支援者に関する円滑かつ迅速な避難支援等を目的として、平成30年5月31日に七ヶ浜町地域防災計画を改訂し、七ヶ浜町地域防災計画 個別支援方針(以下、「個別支援方針と表記」)の策定をしました。

□個別支援方針に盛り込むべき事項

- (1) 関係者等による要支援者に関する情報共有体制の構築に関すること。
- (2) 避難支援体制の構築に関すること。
- (3) その他要支援者の支援に関し必要な事項

個別支援方針は、なぜ策定の必要があるのでしょうか。

その理由の一つとして挙げられるのは、万全な防災体制を構築したとしても、発災 初期の公的支援や外部支援は非常に限定的であり、住民の生命と身の安全の確保を図るためには、住民一人ひとりの避難や避難支援のための判断が求められるためです。

いつ、どのような形で発生するのかわからない災害に備え、住民一人ひとりの臨機 応変かつ迅速な判断や対応能力を養うために、日頃の生活状況の把握など、地域活動 を通した「情報と経験」の重要性に着目してもらうことが個別支援方針のねらいです。

個別支援方針をきっかけとして、住民の皆様と共に、生命や身の安全の確保を第一とした「安全で安心なまち」の実現を目指してまいります。



2.基本方針

[基本方針 1] 平常時における日頃の生活状況の把握が、発災時における迅速な避難行動につながります。

いつ、どのような形で発生するかわからない災害に備えるためには、まず、ご家族の間で、ご自身やご家族の身の安全の確保について十分に話し合い、どこに避難したらよいのか、どのように連絡を取り合うのかなど、確認することから始めてください。

その上で、ご近所に要支援者がいる場合、あるいは何らかの支援が必要な方がいる場合は、日頃から、あいさつ程度の声掛けやコミュニケーション活動の中から日々の様子を把握してください。

ある地域の取り組みの一例では、町からの配布文書を班長さんが配る際に、郵便受けなどに入れて済ませるのではなく、できるだけ直接お会いして声掛けを行い、安否確認を兼ねてコミュニケーションを取っているとのことです。

このような、何気ない地域内コミュニケーションの積み重ねによる「情報と経験」が、いざ災害が発生した際に、迅速な避難行動や要支援者に避難を促すなどの迅速な判断につながります。

平常時における地域内の生活状況の把握と情報共有が、「安全で安心なまち」を実現するための第一歩になります。

□平常時の見守り活動と発災時の避難行動との関係

地域において、文書配布等の活動を通し、要支援者を含む見守りが必要な方の生活状況を把握します。

 \blacksquare

地域内のコミュニティ活動や防災訓練等に積極的に参加し、地域の強みや弱みを理解します。

▼

発災初期に、日頃の地域内活動による情報と経験が、いざ発 災が起こった際に、要支援者に避難を促すなどの迅速な避難 行動や、避難支援のための迅速な判断につながります。

2.基本方針

[基本方針 2] 支援と協力の限界を十分に認識し、自分の身の安全の確保を 最優先します。

個別支援方針は、要支援者に対し特別の権利や行政サービスを提供することを目的 としたものではありません。

同様に避難協力者は、要支援者を確実に避難させ、人命や身の安全確保を行う義務があることを定めたものではありません。

平常時の要支援者に対する見守り活動や生活状況の把握は、地域住民の善意やボランティアによって実践されている行動であり、共に助け支えあう「共助」によって成り立っています。要支援者への取り組みは、地域町民の「支援と協力」によって成り立っていることを十分に理解する必要があります。

住民や避難協力者になりうる方が発災初期に最優先すべき行動は、「自身の身の安全を確保する」ことです。特に発災初期は、避難行動に対する時間の制約があるため、避難協力者ができる行動は非常に限定的であり、安全が確認できるまでは、一旦避難した場所から安否確認のために地域に戻ってはいけません。

自分の身の安全を確保した次に何ができるのかを十分に考え、避難行動を取りながら、ご近所にお住いの要支援者を含む支援が必要と思われる方への声掛けなど、次の行動に移ってください。

□支援と協力の限界・避難協力者が取るべき行動

要支援者に関する取り組みを、要支援者の「権利」と関係者 や協力者の「義務」としてとらえるのではなく、すべての町 民の「支援と協力」で成り立っていることを理解します。

•

要支援者に対する万全の備えを行っても、必ずうまく行くとは限らず、「支援と協力」の限界はあることを、要支援者を 含め十分に認識します。

▼

避難協力者は、自身の身の安全の確保を行った上で、ご近所の要支援者への声掛けなど、次の行動に移ります。

2.基本方針

[基本方針 3] 地域ならではの取り組みを尊重します。

地域の見守り活動や自主防災組織による活動などは、地域によってその取り組み内容や手法は異なっています。その理由は、地域によって地理的な条件や人口の分布、歴史や風土は全く異なり、地域では、より良い活動につなげるため、長い時間を掛けて工夫や改善を行い、現在の取り組みに至っているためです。

このような経緯を踏まえ、個別支援方針に基づき実践活動を行うにあたっては、地域事情を無視した画一的な取り組みは行わず、地域の歴史や風土に培われた、地域ならではの取り組みを尊重します。

一方で、他地域の参考となる取り組み事例は、情報共有を行うなど、地域間の相互連携により、地域力を向上します。

□地域の個性をいかした支援体制の構築

地域によって、人口分布や要支援者の数、地理的な条件などはまちまちであり、地域特性に応じた取り組みが必要です。

•

町内画一的な取り組みを目指すのではなく、地域の歴史や風土により培われた、地域ならではの取り組みを尊重します。

▼

他の地域の参考となる取り組みは積極的に取り入れ、相互連携により地域力を向上させます。

3.アクションプラン

1) 「安全で安心なまち」の実現に向けて

要支援者に関する取り組みは、避難行動要支援者名簿の作成や地域の見守り活動などの公助や共助による支援は欠かせませんが、一番大切なことは、要支援者や場合によっては避難協力者を含む町民全員の自助による「生きよう」という強い意思です。要支援者にならないための日頃の健康活動の実践も非常に重要です。

「安全で安心なまち」の実現に向けては、住民・地域・行政、それぞれの取り組みと重要性を認識し、横断的かつ一体的に推進します。

□「安全で安心なまち」の全体像

住民 (自助)

- ・地域活動への積極的な参加
- ・要支援者にならないための、健康活 動の実践
- ・自ら「生きよう」とする強い意思

地域 (共助)

- ・自主防災活動の実践
- ・地域の見守り活動の実践及び隣近所 の声掛けによる地域内の情報の把握 と共有
- ・地域コミュニティ活動を通じた、地域内連携体制の構築

町・社協 (公助)

- ・避難行動要支援者名簿の作成
- ・要支援者ケース会議、地域福祉推進会議による情報共有
- ・庁内および社協、関係者等との横断 的な連携体制の構築

3.アクションプラン

2) 要支援者ケース会議の開催

関係者等による要支援者に関する情報共有と連携体制の構築を図るため、要支援者ケース会議を地域毎に開催します。

要支援者ケース会議では、要支援者名簿に登載されている方の生活状況の共有や、 要支援者のうち特に支援が必要と思われる方に関する意見聴取などを行います。また、 要支援者の取り組み全般について意見などを伺い、今後の個別支援方針の取り組みの 参考とします。

□要支援者ケース会議

目的

- ・関係者等による要支援者に関する情報共有体制の構築を行うため、要支援者ケース会議を開催
- ・よりきめ細かな会議とするため、15 行政区毎に開催

関係者等

- · 区長、民生委員、自主防災会会長
- ・地域福祉課(事務局)、健康増進課(地域包括支援センター)、社協
- ・防災対策室、七ヶ浜消防署には、別 途情報伝達

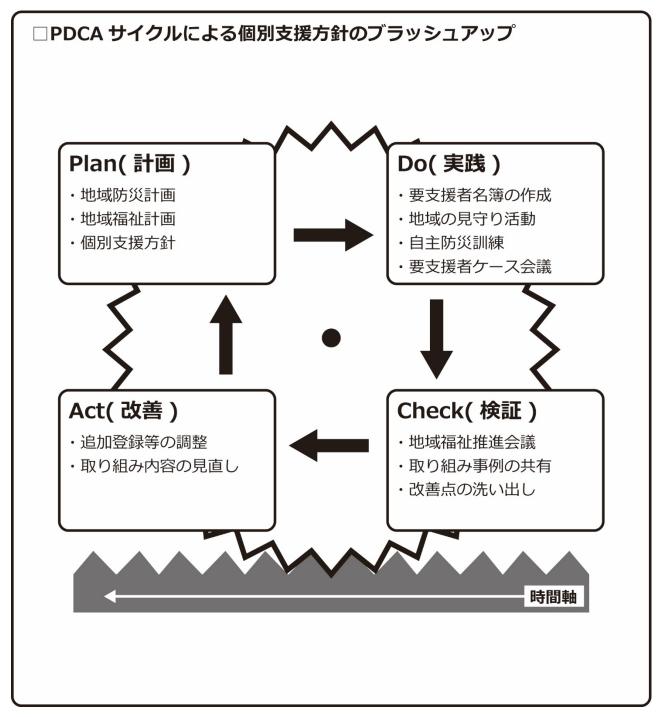
概要

- ・要支援者名簿に登載されている方の 情報共有
- ・特に支援が必要と思われる方に関す る意見の聴取
- ・要支援者名簿に登載されていない方で、要支援者とすべき方に関する意見の聴取 など

3.アクションプラン

3) PDCA サイクルによる個別支援方針の見直し

個別支援方針に基づく取り組みの推進にあたっては、「計画→実践→検証→改善」という PDCA サイクルにより、実践的な体制の構築を図ります。また、取り組みに関する事後検証を行い、定期的に個別支援方針を見直します。



3.アクションプラン

4) 年間スケジュール

個別支援方針に基づき、年間を通し計画的かつ定期的に取り組み、改善や見直しが必要な場合は、翌年度以降の取り組みに反映します。

間スケジュール					
項目	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	
1. 平常時の活動					
1) 地域の見守り活動				—	
2) 社協訪問活動				—	
3) 個別支援方針の周知				—	
2. 避難行動要支援者名簿	i				
1) 要支援者名簿の登録 ・更新	0		0		
2) 要支援者ケース会議 (15 行政区毎)				0	
3) 要支援者の追加登録 等の調整		━ ■(随	 時) — 		
3. 事後検証・見直し					
1) 地域福祉推進会議		— -(随	 時) — 		
2) 計画や方針の策定・ 見直し		— -(随	時) —		

4.フォローアップ

1)個別支援方針周知のための情報発信と情報共有

個別支援方針の町民の理解を深めるため、広報「しちがはま」や町ウェブサイトを活用し情報発信するほか、「出前講座」を活用し、職員が各地区に出向き、直接説明や周知を行います。

また、地域の取り組み事例を情報発信し、他地域の取り組みの参考とします。

情報発信

- ・広報「しちがはま」や町ウェブサイトへの掲載
- ・「出前講座」による職員の説明

情報共有

・地域の取り組み事例は、事例集としてまとめ、情報共有

2) 事後検証・個別支援方針の見直し

個別支援方針による要支援者ケース会議などの取り組み内容は、地域福祉推進会議 を活用して、取り組み状況の報告や事後検証を行います。また、事後検証結果に基づ き、改善や見直しが必要な場合は、個別支援方針を見直します。

事後検証

・地域福祉推進会議を活用し、取り組み状況の報告や事後検証を実施

方針の 見直し

・事後検証に基づく個別支援方針の見直し

□監修

東北学院大学教養学部 地域構想学科 宮城 豊彦 教授 東北学院大学教養学部 地域構想学科 増子 正 教授

七ヶ浜町地域防災計画 個別支援方針

宮城県 七ヶ浜町

平成 30 年 8 月 22 日(2018 年 8 月 22 日) 策定 〒985-8577 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1 www.shichigahama.com